

情 個 審 第 2 3 号

令和3年11月10日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和3年7月13日付け建指諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定法人が運営する店舗に対する調査及び指導状況」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第191号）

（情報公開答申第161号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和3年3月5日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書（以下「本件行政文書」という。）の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「令和○年度に○○県内の○○○○○○○○○○（○○○○○○○○）の○○○○店舗に対して、建築基準法に適合しているか調査、指導に入ったことがわかるもの。」

2 実施機関の決定及び通知

令和3年3月22日、実施機関は、本件行政文書について、当該文書の存否を答えること自体が、本件開示請求に係る法人（以下「特定法人」という。）に対する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に適合しているか調査、指導（以下「調査等」という。）の有無を開示することとなり、条例第7条第3号アの規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、同号アの規定により不開示になる文書であるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け建指指令第132号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年4月1日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件行政文書の開示を求める。あるいは、本件行政文書がない場合、その旨を伝えることを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、法第6条第1項違反をして不当な利益を得た業者の事実を公開しないのであるから、公共の利益を害し、〇〇〇〇〇業界の公正な競争を妨げるものである。
- (2) 本件処分により、審査請求人は、法第99条第1号に定める刑事罰の告訴を行う権利を侵害されている。
- (3) 他の自治体に対して同様の開示請求を行ったところ、ことごとく開示されている。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が特定法人の〇〇〇〇〇店舗（以下「特定法人の店舗」という。）に対して、法に適合するかどうか調査等を行った結果に関する文書である。

2 不開示情報の該当性について

審査請求人は、本件行政文書の開示を求めていることから、以下、不開示情報の該当性について述べる。

(1) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 条例第7条第3号アでは、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

イ 本件開示請求に対して、本件行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を通知し、存在しない場合は存在しない旨を通知すると、特定法人が実施機関から行政指導を受けたか否かが明らかになることとなる。

このような情報は、取引活動において不利益を受ける可能性があることから、通常他人に知られたくないと望む不名誉な情報であって、公にすることにより、取引先や消費者等における当該法人の信用低下等、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する。

ウ また、条例第7条第3号ただし書では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することと規定しているが、それに該当するか否かは、開示することにより保護される利益と不開示とすることにより保護される利益とを比較衡量して判断することになる。

違反建築物の是正指導は、原則的にその所有者等が自らの意思で是正することを促すものであり、法第9条第1項又は第10項に基づく措置命令を受けた者を除いて、是正指導を受けた者の情報を公にはしていない。

この措置命令は、実施機関によって、法が規定する行政目的達成のために行使されるものであり、当該権限を行使すべきかどうかの判断は、特段の事情がある場合を除いて、実施機関の裁量に委ねられている。

また、法で定める基準に違反していることをもって一律に是正を強制するわけではなく、違反の程度等に応じて段階的に措置が取られ、建築物の安全性、人命及び周辺環境への影響が大きい場合又は違反行為の悪質性が高い場合等において措置命令が行われる。

本件においては、仮に是正指導を行い、本件行政文書が存在していたとしても、措置命令による所有者等の情報の公表が行われていないことから、人の生命、健康、生活又は財産が侵害されるような事情はないと判断し、同号ただし書には該当しない。

(2) 条例第10条の該当性について

上記(1)のとおり、本件行政文書の存否を答えることは、条例第7条第3号アの不開示情報を開示することとなり、かつ、同号ただし書に該当するような事情も認められないことから、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、不開示情報の該当性については上記2のとおりであり、審査請求人のその他の主張は認められない。

4 結論

以上により、本件処分には違法不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が特定法人の店舗に対して、法に適合するかどうか調査等を行った結果に関する文書であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件行政文書の存否を答えること自体が、条例第7条第3号アの規定により不開示とすべき情報を開示することとなるとして、条例第10条の規定により本件処分を行っていることから、以下では、それらの規定への該当性について、順次検討することとする。

(1) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 条例第7条第3号アにおいては、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報については、不開示情報から除くとされている。

イ これを本件についてみるに、仮に本件行政文書が存在しているとするれば、そのこと自体から、実施機関が、特定法人の店舗について法に適合しているか疑義があるとして調査等を行ったこと（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるということが出来る。

そして、本件存否情報が明らかになった場合、特定法人の店舗について、実施機関から特定法人に対し、何らかの行政指導や不利益処分が行われ、又は行われる可能性があるとの認識が生じるおそれがあると認められ、ひいては、特定法人に対する社会的又は経済的な評価や信用が著しく低下し、今後特定法人の店舗を利用することを検討していた者がその利用を思いとどまるようになり、事業活動上不利益を被るおそれがあるとともに、特定法人の店舗が入居している建築物の資産価値の低下を招くおそれもある等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあることが認められる。

よって、本件存否情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

ウ また、人の生命、健康等を保護するため本件存否情報を公にする必要があると判断すべき特段の事情は認められなかった。

よって、本件存否情報は、条例第7条第3号ただし書の情報には該当しない。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否

かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

これを本件についてみるに、上記（１）のとおり、本件存否情報は、条例第７条第３号アの不開示情報に該当するところ、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、同号アの不開示情報に該当する本件存否情報の有無を開示することとなることが認められる。

よって、実施機関が条例第１０条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張について、本件行政文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和3年	7月	14日	諮問	受理
令和3年	8月	30日	審査	(令和3年度第1回審査会第二部会)
令和3年	11月	1日	審査	(令和3年度第2回審査会第二部会)